財務省令」に改め、同項第一号中「施行令第三十九条の三十九第十七項第三号に掲げる」を「当該」に改め、「（以下この項において「試験研究」という。）」を削り、同項第三号中「第三十九条の三十九第十七項第三号」を「第三十九条の三十九第二十六項第四号」に、「第二十七項第三号」を「第三十八項第四号」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第十三項中「第三十九条の三十九第十七項第二号に規定する財務省令」を「第三十九条の三十九第二十六項第二号に規定する財務省令」に改め、同項第一号中「施行令第三十九条の三十九第十七項第二号に掲げる」を「当該」に改め、「（以下この項において「試験研究」という。）」を削り、同項第三号中「第三十九条の三十九第十七項第二号」を「第三十九条の三十九第二十六項第二号」に、「以下この条」を「第三十三項第三号及び第三十八項」に改め、同項を同条第二十項とし、同項の次に次の三項を加える。

21　施行令第三十九条の三十九第二十六項第三号に規定する財務省令で定める者は、第二十条第二十一項各号に掲げるもの（法第六十八条の九第七項の規定の適用を受ける連結事業年度の連結確定申告書等に当該各号に定める書類の添付がある場合における当該各号に掲げるものに限る。）とする。

22　施行令第三十九条の三十九第二十六項第三号に規定する財務省令で定める研究開発は、第二十条第二十二項各号に掲げる研究開発とする。

23　施行令第三十九条の三十九第二十六項第三号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　当該試験研究の目的及び内容

二　当該試験研究が施行令第三十九条の三十九第二十六項第三号に規定する成果活用促進事業者（以下この条において「成果活用促進事業者」という。）の行う同号に規定する成果実用化研究開発（第三十四項第二号において「成果実用化研究開発」という。）に該当する旨

三　当該試験研究の実施期間

四　当該試験研究に係る成果活用促進事業者の名称及び代表者の氏名並びに本店の所在地

五　当該試験研究の実施場所

六　当該試験研究の用に供される設備の明細

七　当該試験研究に直接従事する研究者の氏名

八　当該試験研究に係る定期的な進捗状況に関する報告の内容及び方法

第二十二条の二十三第十二項中「第三十九条の三十九第十七項第二号」を「第三十九条の三十九第二十六項第二号」に、「第二十条第十九項各号」を「第二十条第十九項各号」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十一項中「第三十九条の三十九第十七項第一号に規定する財務省令」を「第三十九条の三十九第二十六項第一号に規定する財務省令」に、「事項と」を「事項（当該連結親法人又はその連結子法人が、法第六十八条の九第八項第六号に規定する中小連結法人（同項第七号に規定する適用除外事業者に該当するものを除く。）又は連結親法人である法第四十二条の四第八項第九号に規定する農業協同組合等である場合には、第一号及び第三号から第八号までに掲げる事項）と」に改め、同項第一号中「施行令第三十九条の三十九第十七項第一号に掲げる」を「当該」に改め、「（以下この項において「試験研究」という。）」を削り、同項第七号を同項第八号とし、同項第四号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、同項第三号中「第三十九条の三十九第十七項第一号」を「第三十九条の三十九第二十六項第一号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　当該試験研究に要する費用の見込額（五十万円を超えるものに限る。）

第二十二条の二十三第十一項を同条第十八項とし、同条第十項中「第三十九条の三十九第十二項第一号」を「第三十九条の三十九第二十一項第一号」に、「同条第十二項第二号」を「同条第二十一項第二号」に、「同条第十四項第一号ハ⑵」を「同条第二十三項第一号ハ⑵」に、「第三十九条の三十九第十六項」を「第三十九条の三十九第二十五項」に、「第三十九条の三十九第十四項第六号」を「第三十九条の三十九第二十三項第六号」に、「同条第十四項第五号イ」を「同条第二十三項第五号イ」に、「第三十九条の三十九第十四項第五号ロ」を「第三十九条の三十九第二十三項第五号ロ」に、「第三十九条の三十九第十四項第五号ハ」を「第三十九条の三十九第二十三項第五号ハ」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第九項の次に次の七項を加える。

10　施行令第三十九条の三十九第十六項の税務署長の認定を受けようとする分割法人等（同項に規定する分割法人等をいう。以下この項及び第十五項において同じ。）の連結親法人（当該分割法人等が連結親法人である場合には、当該分割法人等）は、同条第十六項各号列記以外の部分に規定する分割等（以下この項及び第十五項において「分割等」という。）の日以後二月以内に、次に掲げる事項を記載した申請書に分割計画書、分割契約書その他これらに類する書類の写しを添付して、これを当該連結親法人の納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一　申請をする連結親法人の名称、納税地及び法人番号並びに代表者の氏名

二　分割法人等の名称及び納税地（当該分割法人等が連結子法人である場合には、当該分割法人等の本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名

三　分割承継法人等（施行令第三十九条の三十九第十六項に規定する分割承継法人等をいう。以下この項及び第十五項において同じ。）の名称及び納税地（当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、当該分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名

四　分割等の年月日

五　移転事業及び当該移転事業に係る試験研究並びに当該移転事業と当該試験研究とが関連する理由

六　分割承継法人等が移転事業及び当該移転事業に係る試験研究を行うために当該分割等により移転する資産及び人員

七　その認定を受けようとする合理的な方法

八　その他参考となるべき事項

11　税務署長は、前項の申請書の提出があつた場合には、遅滞なく、これを審査し、その申請に係る合理的な方法を認定するものとする。

12　施行令第三十九条の三十九第十六項の認定（施行令第二十七条の四第十七項の認定を含む。）をした後において、税務署長は、その認定に係る合理的な方法により移転売上金額（施行令第三十九条の三十九第十六項第一号イに規定する移転売上金額をいう。以下この条において同じ。）及び移転試験研究費の額を区分することを不適当とする特別の事由が生じたと認める場合には、その合理的な方法を変更することができる。

13　税務署長は、前二項の処分をするときは、その認定に係る連結親法人（施行令第二十七条の四第十七項の認定を受けた連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人を含む。）に対し、書面によりその旨を通知する。

14　第十一項又は第十二項の処分（第二十条第十一項又は第十二項の処分を含む。）があつた場合には、その処分があつた日以後に終了する法第六十八条の九第八項第三号に規定する適用年度において、同項第五号の二に規定する基準年度比売上金額減少割合及び同項第五号の三に規定する基準年度試験研究費の額を計算する場合のその処分に係る移転売上金額及び移転試験研究費の額についてその処分の効果が生ずるものとする。

15　施行令第三十九条の三十九第十六項の届出は、分割等の日以後二月以内に、同項の規定の適用を受ける旨及び次に掲げる事項を記載した届出書により行わなければならない。

一　届出をする連結親法人の名称、納税地及び法人番号並びに代表者の氏名

二　届出に係る分割法人等又は分割承継法人等の名称及び納税地（当該分割法人等又は分割承継法人等が連結子法人である場合には、当該分割法人等又は分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名

三　前号の法人の相手先（分割承継法人等にあつては分割法人等を、分割法人等にあつては分割承継法人等をいう。）の名称及び納税地（当該相手先が連結子法人である場合には、当該相手先の本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名

四　分割等の年月日